

都市計画区域
当初 昭和8年2月10日 勅 令第982号
最終 平成11年1月8日 埼玉県告示第29号

市街化区域・市街化調整区域
当初 昭和45年8月25日 埼玉県告示第982号
最終 平成11年1月8日 埼玉県告示第41号

用途地域
当初 昭和38年8月12日 建設省告示第1955号
最終 平成30年6月29日 川越市告示第498号

凡										例									
市行政区 及び区域分	— — — — —				地		準工業地域		60	200	促進 区域 地区 計画等		土地区画整理促進区域						
							工業地域		60	200			地区計画						
地	用途地域				域		工業専用地域		60	200	都市 施設		都市計画道路						
		第一種低層住居専用地域	50 60	80 100				高度利用地区(A地区)		70		最高 600 最低 300		他都市計画施設					
		第二種低層住居専用地域	50 60	100 200					高度利用地区(B地区)			70	最高 400 最低 200		都市計画公園・緑地				
		第一種中高層住居専用地域	(50) 60	(100) (150) 200					形態規制			上下 段：容 積率 上下 段：建 蔽率	率 率 率 率 [左] [右]		都市下水路				
	第二種中高層住居専用地域	(50) 60	(100) 200			その他の都市施設													
地		第一種住居地域	60	200	地		防火地域					開市 発街 事業地		土地区画整理事業					
		第二種住居地域	60	200			準防火地域							市街地再開発事業					
		準住居地域	60	200			生産緑地地区							市街化調整区域内 建築物形態規制A地区					
区		近隣商業地域	80	200 (300)	区		伝統的建造物群保存地区							特定生産緑地					
		商業地域	80	400 (600)			近郊緑地保全区域												

建築基準法の規定に基づく建蔽率・容積率	形 態 規 制	上 段：容 積 率 下 段：建 蔽 率
---------------------	---------	------------------------

「この測量成果は、上尾市長の承認を得て同市所管の測量成果を複製して得たものである
(承認番号) 上都第168号」

「この測量成果は、川島町長の承認を得て同町所管の測量成果を複製して得たものである
(承認番号) 川まち発第662号」

「この地図は、さいたま市長の承認を得て、同市発行の地形図を複製したものです。
承認番号 都都計都計第2502号」

「この測量成果は、坂戸市長の承認を得て同市所管の測量成果を複製して得たものである
(承認番号) 坂都収第98号」

「狭山市の承認を得て、同市発行の都市計画基本図を使用したものです。
承認番号 令和4年8月30日 (狭都発第32号)」

「この測量成果は、鶴ヶ島市長の承認を得て同市所管の測量成果を複製して得たものである
(承認番号) 鶴都第130号」

「この成果は、所沢市長の承認を得て所沢市の測量成果を使用して得たものである。
(承認番号) 令和4年9月8日 所都計第120号」

「この測量成果は、日高市長の承認を得て同市所管の測量成果を複製して得たものである
(承認番号) 日都収第238号」

「この測量成果は、富士見市長の承認を得て同市所管の測量成果を複製して得たものである
(承認番号) 富都第177号」

「この測量成果は、ふじみ野市長の承認を得て同市所管の測量成果を複製して得たものである
(承認番号) ふ都第1010号」

「この測量成果は、三芳町長の承認を得て同町所管の測量成果を複製して得たものである
(承認番号) 三芳都発第154号」



注意 1. 都市計画は変更することがありますので使用に当たってはご注意ください。
2. 隣接自治体の都市計画情報(用途地域・都市計画道路等)については、参考掲載と
なりますので、各自治体担当課にお問い合わせください。

1/15,000の川越市都市計画図を分割し PDF 化したものです。